

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

令和4年4月18日

佐賀県知事 山口 祥義

### 1 大規模小売店舗の変更に係る届出の概要

#### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：唐津商業施設

所在地：佐賀県唐津市鏡3709-1 外

#### (2) 変更した事項

○大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) 唐津商業施設計画

(変更後) 唐津商業施設

### 2 届出年月日

令和4年4月15日

### 3 関係書類の縦覧

#### (1) 縦覧場所

佐賀県産業労働部産業政策課

#### (2) 縦覧期間

令和4年4月18日から

令和4年8月18日まで

### 4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県産業労働部産業政策課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に到着するよう提出してください。